

平成 18年 3月期

個別中間財務諸表の概要

平成 17年 11月 25日

上場会社名 株式会社 山梨中央銀行

上場取引所 東証市場第1部

コード番号 8360

本社所在都道府県

(URL <http://www.yamanashibank.co.jp/>)

山梨県

代表者 役職名 代表取締役頭取 氏名 小野 堅太郎

問合せ先責任者 役職名 常務取締役経営企画部長 氏名 進藤 中

TEL (055) 233 - 2111



中間決算取締役会開催日 平成 17年 11月 25日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成 17年 12月 9日

単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 17年 9月中間期の業績 (平成 17年 4月 1日 ~ 平成 17年 9月 30日)

(1) 経営成績

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
17年 9月中間期	26,297	4.7	8,435	18.0	4,052	13.8	21.94
16年 9月中間期	25,121	7.0	7,146	16.6	3,559	0.9	19.26
17年 3月期	49,185		14,480		6,024		32.40

(注) 期中平均株式数 17年 9月中間期 184,691,255 株 16年 9月中間期 184,794,406 株 17年 3月期 184,766,413 株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
	円 銭	円 銭
17年 9月中間期	2.50	-
16年 9月中間期	2.50	-
17年 3月期	-	5.00

(注) 17年 9月中間期中間配当金内訳

記念配当 0円 00銭

特別配当 0円 00銭

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	(速報値) %
17年 9月中間期	2,585,278	164,079	6.3	888.50	11.50
16年 9月中間期	2,542,115	145,786	5.7	789.01	11.44
17年 3月期	2,529,704	152,809	6.0	827.11	11.67

(注) 期末発行済株式数 17年 9月中間期 184,670,793 株 16年 9月中間期 184,770,787 株 17年 3月期 184,705,252 株

期末自己株式数 17年 9月中間期 5,244,207 株 16年 9月中間期 5,144,213 株 17年 3月期 5,209,748 株

2. 18年 3月期の業績予想 (平成 17年 4月 1日 ~ 平成 18年 3月 31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
	百万円	百万円	百万円	期 末	円 銭
通 期	51,500	15,300	7,000	2.50	5.00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 37円 90銭

(注) 上記の予想は、当行が本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成しており、実際の業績は、環境の変化により異なる結果となることがあります。予想の前提条件については、連結決算短信添付資料の7頁を参照してください。

比較中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別 平成 17 年 中間期末(A)	平成 16 年 中間期末(B)	比 較 (A) - (B)	平成16年度末 (要約)(C)	比 較 (A) - (C)
(資 産 の 部)					
現 金 預 け 金	60,633	132,663	72,030	121,784	61,151
コ ー ル ロ ー ン	167,829	143,970	23,859	90,152	77,677
買 入 金 銭 債 権	16,427	20,936	4,509	13,845	2,582
商 品 有 価 証 券	107	37	70	87	20
有 価 証 券	895,506	833,409	62,097	853,148	42,358
貸 出 金	1,422,307	1,386,748	35,559	1,430,150	7,843
外 国 為 替	1,014	324	690	670	344
そ の 他 資 産	5,733	5,283	450	5,138	595
動 産 不 動 産	25,973	27,551	1,578	27,114	1,141
繰 延 税 金 資 産	-	4,687	4,687	-	-
支 払 承 諾 見 返	21,975	21,920	55	22,714	739
貸 倒 引 当 金	32,231	35,417	3,186	35,101	2,870
資 産 の 部 合 計	2,585,278	2,542,115	43,163	2,529,704	55,574
(負 債 の 部)					
預 金	2,182,035	2,161,103	20,932	2,156,548	25,487
譲 渡 性 預 金	140,151	149,960	9,809	123,567	16,584
コ ー ル マ ネ ー	36,619	40,662	4,043	41,520	4,901
売 渡 手 形	7,500	-	7,500	7,500	0
外 国 為 替	106	129	23	128	22
そ の 他 負 債	16,018	13,830	2,188	15,253	765
退 職 給 付 引 当 金	8,603	8,722	119	8,580	23
繰 延 税 金 負 債	8,189	-	8,189	1,082	7,107
支 払 承 諾	21,975	21,920	55	22,714	739
負 債 の 部 合 計	2,421,199	2,396,329	24,870	2,376,895	44,304
(資 本 の 部)					
資 本 金	15,400	15,400	0	15,400	0
資 本 剰 余 金	8,289	8,287	2	8,289	0
資 本 準 備 金	8,287	8,287	0	8,287	0
そ の 他 資 本 剰 余 金	1	0	1	1	0
利 益 剰 余 金	101,979	96,424	5,555	98,426	3,553
利 益 準 備 金	9,405	9,405	0	9,405	0
任 意 積 立 金	86,402	81,402	5,000	81,402	5,000
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	6,172	5,616	556	7,619	1,447
中 間 (当 期) 純 利 益	4,052	3,559	493	6,024	1,972
株 式 等 評 価 差 額 金	40,635	27,833	12,802	32,895	7,740
自 己 株 式	2,225	2,159	66	2,202	23
資 本 の 部 合 計	164,079	145,786	18,293	152,809	11,270
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	2,585,278	2,542,115	43,163	2,529,704	55,574

比較中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目 \ 期 別	平成 17 年 中間期 (A)	平成 16 年 中間期 (B)	比 較 (A) - (B)	平成 16 年度 (要 約)
経 常 収 益	26,297	25,121	1,176	49,185
資 金 運 用 収 益	21,035	19,518	1,517	39,246
(うち貸出金利息)	(13,363)	(13,334)	(29)	(26,719)
(うち有価証券利息配当金)	(5,840)	(5,353)	(487)	(10,768)
役 務 取 引 等 収 益	3,484	3,333	151	6,554
そ の 他 業 務 収 益	145	85	60	186
そ の 他 経 常 収 益	1,631	2,183	552	3,197
経 常 費 用	17,861	17,974	113	34,704
資 金 調 達 費 用	2,695	1,185	1,510	2,738
(うち預金利息)	(308)	(272)	(36)	(580)
役 務 取 引 等 費 用	993	991	2	2,003
そ の 他 業 務 費 用	-	1,193	1,193	1,193
営 業 経 費	13,557	13,328	229	26,087
そ の 他 経 常 費 用	614	1,275	661	2,682
経 常 利 益	8,435	7,146	1,289	14,480
特 別 利 益	828	132	696	177
特 別 損 失	890	185	705	280
税引前中間(当期)純利益	8,374	7,093	1,281	14,377
法人税、住民税及び事業税	2,014	2,068	54	4,464
法 人 税 等 調 整 額	2,308	1,465	843	3,888
中 間 (当 期) 純 利 益	4,052	3,559	493	6,024
前 期 繰 越 利 益	2,120	2,056	64	2,056
中 間 配 当 額	-	-	-	461
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	6,172	5,616	556	7,619

中間貸借対照表の注記

- 1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

- 4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5．動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	2年～20年

- 6．外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。下記17．の貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。）により引き当てております。

なお、当中間期から上記のDCF法を適用したため、従前の方法によった場合に比べ税引前中間純利益は573百万円減少しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- 8．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

- 9．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

10. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引（資金関連スワップ取引）等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

11. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

12. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 63百万円

13. 動産不動産の減価償却累計額 28,685百万円

14. 動産不動産の圧縮記帳額 1,073百万円

15. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,223百万円、延滞債権額は65,056百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は247百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,877百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,404百万円であります。

なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、7,001百万円であります。

20. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,203百万円であります。

21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 265百万円

担保資産に対応する債務

預金 9,603百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券132,712百万円及びその他資産（現金）18百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は870百万円であります。

22. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1百万円、繰延ヘッジ利益の総額は49百万円であります。

23. 1株当たりの純資産額 888円49銭

24. 商法施行規則第124条第3号を当中間期末に適用し、同号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は40,635百万円であります。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーが含まれております。以下29.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間貸借対照表計上額 107百万円

当中間期の損益に含まれた評価差額 0百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借 対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地方債	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-
その他	2,999	2,999	0	0	-
合 計	2,999	2,999	0	0	-

子会社・子法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	48,613百万円	97,722百万円	49,109百万円	49,349百万円	240百万円
債 券	672,431	681,651	9,219	9,783	563
国 債	408,472	413,075	4,602	4,786	184
地方債	170,393	173,995	3,601	3,892	291
社 債	93,564	94,581	1,016	1,104	88
その他	100,878	108,266	7,388	7,461	73
合 計	821,922	887,640	65,717	66,594	877

なお、上記の評価差額から繰延税金負債25,082百万円を差し引いた額40,635百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式についての減損処理は、該当ありません。

減損処理にあたっては、中間決算日における時価の、簿価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄を減損処理しております。

26. 当中間期中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

27. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
21,917百万円	1,381百万円	- 百万円

28. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場事業債券	6,727百万円
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式	608百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	335百万円
投資事業有限責任組合出資金	194百万円

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	46,952百万円	361,205百万円	193,974百万円	86,245百万円
国 債	12,623	191,679	122,526	86,245
地方債	17,439	100,281	56,274	-
社 債	16,889	69,245	15,173	-
その他	5,139	4,112	40,282	1,076
合 計	52,092	365,318	234,257	87,321

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は326,606百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが315,014百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を当中間期から適用しております。これにより税引前中間純利益は、減価償却費への影響を考慮し841百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

中間損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 21円93銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,324百万円を含んでおります。
4. 「その他経常費用」には、退職給付費用234百万円、貸出金償却134百万円を含んでおります。
5. 「特別利益」には、貸倒引当金取崩益828百万円を含んでおります。
6. 「特別損失」には、減損損失846百万円を含んでおります。
7. 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失
山梨県内	遊休資産7ヶ所	土 地	671百万円
同 上	遊休資産4ヶ所	建 物	175百万円
合 計	-	-	846百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位（但し、連携して営業を行っている営業店グループは、当該グループ単位）、遊休資産は各々の資産単位としております。

また、本部、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。

このうち遊休資産については、今後の利用計画も無く、市場価格の下落により割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（846百万円）として特別損失に計上しております。

回収可能額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。